

○当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（2022 年 11 月 4 日改定）

新	旧
当座勘定規定（一般用） <u>（削除）</u>	当座勘定規定（一般用） <u>第 2 8 条（個人情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> <u>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> <u>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u>
第 <u>2 8</u> 条（成年後見人等の届出） (1)～(2) 略	第 <u>2 9</u> 条（成年後見人等の届出） (1)～(2) 略
第 <u>2 9</u> 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1)～(5) 略	第 <u>3 0</u> 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1)～(5) 略
第 <u>3 0</u> 条（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1)～(4) 略	第 <u>3 1</u> 条（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1)～(4) 略
第 <u>3 1</u> 条（規定の変更） (1)～(2) 略	第 <u>3 2</u> 条（規定の変更） (1)～(2) 略

以 上